

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	官報の発行に関する法律案
規制の名称	電磁的官報記録に係るデータベースによる情報の提供の制限
規制の区分	<input checked="" type="radio"/> 新設 ・ 改正 (拡充 ・ 緩和) ・ 廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局	内閣府大臣官房総務課官報電子化検討室
評価実施時期	令和5年10月
1. 規制の目的、内容及び必要性	<p>官報は、その発行によって法令等の公布が行われ、また、法令の規定において一定の事項を官報に掲載することにより法的効果が生ずることを定めているものもあるなど、その掲載事項が国民の権利義務に極めて強い影響を与え得るものである。このような官報を電子化するに当たっては、官報の原本性を確保し、また、国民が「官報」に関する情報を入手することに関しての混乱を防止する必要がある。</p> <p>このために、内閣総理大臣以外の者による官報に掲載された事項の全部に係る情報を提供するサービスについて、当該サービスの内容が、官報の原本性の確保の観点及び国民が「官報」に該当する情報を入手することに関しての混乱を防止する観点から支障がないかについて、サービスの提供前に確認する必要があり、非規制の手段では目的を達成することができないことから、内閣総理大臣の承認を受けなければならないことを定めることとする。</p>
2. 直接的な費用の把握	
① 遵守費用	申請を行う利用者において、書類の作成や提出に要する費用が発生する。
② 行政費用	内閣府において、申請の受付、内容の確認、結果の通知といった事務手続きに関する費用が発生する。
3. 直接的な効果(便益)の把握	<p>本規制により、官報の原本性が確保され、また、国民が「官報」に該当する情報を入手することに関しての混乱を防止することが可能となる。</p> <p>なお、その効果について、定量的に把握することは困難である。</p>
4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握	本規制は、官報に掲載された事項の全部に係る情報を提供するサービスを提供しようとする者を対象とするものであるところ、その対象は極めて限定的であることから、競争に負の影響を及ぼすとは考えがたい。
5. 費用と効果(便益)の関係	本規制の導入に際しては、上記2. ①のとおり一定の遵守費用の発生が見込まれるが、本規制によって官報の原本性が確保され、また、国民が「官報」に該当する情報を入手することに関しての混乱を防止することが可能となることから、これらの効果を踏まえ、本規制を採用することが適当である。
6. 代替案との比較	本規制の代替案として届出制とする方法が考えられるが、官報の重要性に鑑みると、提供しようとするサービスについて、官報の原本性の確保の観点及び国民が「官報」に該当する情報を入手することに関しての混乱を防止する観点から支障がないかについては、サービスの提供が開始される前に確認する必要があることから、届出制では本規制の目的を達成することはできない。
7. その他の関連事項	<p>学識経験者を構成員とする官報電子化検討会議が取りまとめた「官報電子化の基本的考え方」(令和5年10月25日官報電子化検討会議)において、次のとおり記載されている。</p> <p>「本来、官報に記録された情報の利活用は促進されるべきものであるが、官報に掲載された事項の全部に係る情報を提供するサービスについては、いわば官報そのものを複製するものであるため、官報の原本性を確保し、また、国民が「官報」に該当する情報を入手することに関しての混乱を防止する観点から、内閣総理大臣の承認に係らしめるものとする。」</p>
8. 事後評価の実施時期等	今後のデジタル社会の進展を踏まえ、本法案の施行後7年を経過した場合における見直し条項を付し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
備考	